

# 商品概要説明書

ジャックス無担保住宅借換ローン

(令和2年4月1日現在)

商品名	ジャックス無担保借換住宅ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 申込時年齢が満20歳以上、完済時年齢が75歳以下の方</li><li>○ 公的および民間金融機関の住宅ローン利用者で返済実績が3年以上あり（ステップ償還利用者は7年、また2度目の借換の場合は前回、前々回合わせてトータルで5年以上）、かつ直近1年間に返済遅延がない方</li><li>○ 安定・継続した収入のある方</li><li>○ 住所または勤務地が地区内にある方</li><li>○ 原則、団体信用生命共済に加入できる方</li><li>○ 株式会社ジャックスの保証がうけられる方</li><li>○ 信用状況に不安がない方</li><li>○ その他当JAが定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 住宅金融支援機構、公的および民間金融機関の住宅ローンの借換資金（自金融機関、他金融機関問わず対象とします）</li><li>○ 住宅金融支援機構、公的住宅ローンの特別加算額の借換資金</li><li>○ 国家公務員共済組合連合、地方公務員共済連合傘下の共済組合及び独立行政法人（一般財団法人年金住宅福祉協会含む）、私立学校教職員共済組合の借換資金（無担保住宅ローン）</li><li>○ 上記と同時に行う新規のリフォーム資金全般 ただし、いずれにおいても、金利の軽減が見込めること。</li><li>○ 借換に際し発生する諸費用（繰上完済手数料・経過手数料・印紙代・登記申請費用）</li><li>○ 借換資金について、連帯債務者または連帯保証人がいる場合、他資金使途との合算申込は不可とする。</li></ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 50万円以上2,000万円以内（1万円単位）とし、所要額以内とします。ただし、借換資金のみの場合は、対象ローンの残高に諸費用を加算した金額を上限とします。 ※農業以外の自営業者は、1,000万円以内</li></ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 6か月以上20年以内とする。借換資金のみの場合は、借入中の残存期間に3年を加算した期間を上限とします。</li></ul>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 変動金利とします。 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（農協短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（農協短期プライ</li></ul>

	<p>ムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○ お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。</p> <p>○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>								
返済方法	<p>○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>								
担保	<p>○ 不要です。</p>								
保証人	<p>○ 当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、以下の場合は連帯保証人が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借換対象ローンの連帯債務者または連帯保証人</li> <li>・株式会社ジャックスが必要と判断した場合</li> </ul>								
団体信用生命共済	<p>○ 当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。</p> <p>なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 — %</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.1%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 — %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	なし								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 — %								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%								
9大疾病補償保険	<p>○ ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p style="text-align: center;"><u>年0.3%</u></p>								
手数料	<p>○ 全額または一部繰上返済をされる場合の事務手数料は不要です。</p> <p>○ ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料は不要です。</p>								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または信用部(電話：0172-28-1121)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p style="text-align: center;">東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p>								

	<p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）  第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）  仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。  なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○ 印紙税が別途必要となります。</li> <li>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

JAつがる弘前